令和８年度

国指定史跡二子塚古墳整備工事

特　記　仕　様　書

太子町　教育委員会

生涯学習課

特　記　仕　様　書

第１章　総則

１．適　用

本仕様書は、太子町が発注する「令和８年度国指定史跡二子塚古墳整備工事」に適用する。

２．通　則

（１）本工事を実施するにあたり、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、町監督職員と協議すること。

（２）請負者は本工事の趣旨を理解し、工事を進めること。

３．工事概要

（１）本工事の概要は次のとおりとする。

①工事場所：南河内郡太子町大字　山田　地内

注）工事対象となる範囲は、太子町大字山田 3380 他地内にあたる墳丘、横穴式石室、墳丘周辺部の国指定史跡二子塚古墳の史跡指定範囲及びその周辺地を対象とする。

②工事概要：別途設計図書及び図面のとおり

③工事期間：契約締結日の翌日～令和９年３月 12 日（金）

④現場事務所：必　要

⑤仮設便所：必　要

４．注意事項

（１）工事費の見積りにあたり現地確認を行う場合は、現地確認時に施設敷地内に立ち入る旨を太子町教育委員会生涯学習課（TEL0721-98-5534）に連絡し、日時等の了解を得てから行うこと。

（２）本工事において施工上及び設備上必要不可欠な事項は、設計書及び仕様書に記載なき場合でも本工事に含むものとする。

（３）本工事に係る下記費用については、共通仮設費に含むものとする。

・準備費（敷地整理、その他の準備に要する費用）
・仮設建物費（現場事務所等（イメージアップ費用を除く、以下同じ））
・工事施設費（場内通信設備等の工事用施設に要する費用）
・環境安全費（安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生・補償復旧）
・動力用水光熱費（工事用電気設備・給排水設備に要する費用）
・屋外整理清掃費（屋外・敷地周辺の後片付け及びこれらの発生材処分費）
・機械器具費（測量機器及び雑機械器具に要する費用）
・その他（コンクリート・鉄筋の試験費、諸官庁手続きに要する費用）

５．準拠図書等

（１）工事施工に関しては、大阪府都市整備部発行「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」、「土木工事施工管基準」を適用し、この他文化財保護の観点より「文化財保護法」に準じて行う。

また、上記以外であっても、太子町監督職員から指示のあった場合は、その仕様書に基づき施工するものとする。

６．工事監理

本工事は、国指定史跡の文化財の保存を目的としており、施工については土木的な観点だけでなく、文化財保護の観点も重要になることから、工事の重要部分など、必要に応じた場合のみ対応する部分的な監理業務を本工事の設計業者に委託している。よって、施工について協議が必要となった場合であっても、内容によっては、町監督員が、委託業者に確認する必要があるため、数日を要する場合がある。

第２章　工事全般

１．工程管理

（１）工程については、町監督員と十分に打合せを行うこと。

（２）工程の作成に先立ち、現場を十分に把握し、現況を調査すること。

２．１日の作業時間は午前８時より午後５時までを基本とし、日祝祭日については基本的に施工不可とする。

ただし、やむを得ない事情により上記以外の時間及び日祝祭日で工事を実施する必要がある場合は、事前に町監督職員に申し出、日程を協議すること。

３．CORINS への登録

（１）請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し町監督職員の確認を受けたうえ、契約後等から 15 日以内（休日等を除く）に、登録機関に登録申請すること。

（２）登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに町監督職員に提示すること。

４．施工計画書

（１）受注者は、総合施工計画書を工事着手前に、工種別施工計画書は各工種着手前に町監督職員に提出すること。

（２）施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を町監督職員に提出すること。

５．施工体制台帳等

（１）工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを町監督職員に提出すること。

（２）適用除外でないにもかかわらず社会保険に未加入の業者は、一次下請けにすることはできない。

６．工事現場には、関係法令の規程に従い、必要に応じて以下の標識を掲示すること。ただし、設置が困難な場合は、町監督職員の承諾を得て省略することができる。

・工事名、工期、発注者及び受注者を記載した標示板
・建設業許可票（元請、下請共）
・施工体系図
・再下請負通知すべき旨の掲示

・労災保険関係成立票
・建設業退職金共済（建退共）

7．本工事に起因して発生した建設副産物については、全て場外に搬出し、廃棄物・リサイクル関係法令によるほか、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）に基づき適正に処理すること。

8．検査にあたっては、検査に必要な器具、機械を準備するとともに、迅速に行えるよう人員を配置し、検査員の指示に手際よく対応すること。

9．その他

（1）工事対象は国指定の史跡であり、工事内容は、発掘調査の成果や調査研究を基に国指定史跡二子塚古墳保存整備検討委員会で検討されたものである。したがって、整備にあたってはその意義を十分に理解し、史跡の保存と整備が適切に行われるようにしなければならない。

（2）工事については、設計図書に示す測量データ及び町監督員より提示された座標リスト等の資料を基に現地測量を行うものとする。

その結果、設計図書と現地に差異や疑義が生じた場合は、すみやかに町監督員と協議を行い、その指示により施工するものとする。

（3）下記の事項、工事に関しては、町監督員に事前に申し出るとともに、町監督員の確認又は承諾を受け、町監督員の立会がなければ工事を進めてはならない。

・遺構の位置確認確認
・造成工における表土掘削

（4）工事区域は国指定史跡内・史跡地外の対象地であり、地下遺構の破壊は絶対に行ってはならない。したがって工事にともなう掘削や仮設物の措置等には十分注意を払うこと。特に掘削を伴う工事にあたっては、工程や施工方法等を監督員と十分協議し、必ず監督員の承認を得た上で工事立会し、また、掘削にあたっては町担当者へ必ず事前に連絡し、町職員が立会するよう準備しなければならない。

（5）墳丘部には埋葬施設として、横穴式石室が存在することから、その保存のため、現存する墳丘封土内に重機等の重量物の進入をおこなってはならない。あわせて工事地内においても、石室の石積みに振動を加えるような施工は行ってはならない。

（6）墳丘に接する箇所の工事に当たっては、必ず施工手順計画、使用機械計画、工程計画などの計画書、施工協議書などを太子町へ提出し、その承認を得てから施工に着手するものとする。

（7）全工種の工事着工前・工事終了後にあたって、事前に担当者の指示する位置から撮影する。なお、撮影にあたっては、デジタルカメラを使用し、最低画素数 2000 万～2400 万画素数カラー、JPEG 形式で納品すること。

（8）このほか、全工種の工事着工前・着工後には、ドローンにより、空撮を行うこと。写真は、着工前・着工後の同一画角にて撮影を行い、着工前・着工後の変化がわか

る写真を納品すること。なお、写真は1,000万画素数以上とし、JPEG形式で納品すること。

（９）工事内容に変更が生じる場合は、事前に変更用図面及び設計書（積算資料を含む）作成の上、発注者へ提示し、確認を得たうえで施工すること。

(10) 工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。

(11) 町監督職員の指示した事項、協議した結果、試験結果、隠ぺい部分の工事等、工事全般について書面による記録を整備すること。

(12) 安全教育・安全訓練及び社内パトロールの実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、その写しを町監督職員に提出すること。

(13) 当該施設は福祉施設のため、厳重な衛生管理を行っているため、作業員の服装等現場全般の衛生管理について、十分に管理すること。

(14) 近隣住民、利用者及び施設関係者等の安全対策について十分配慮し、事前に関係者と協議を行ったうえで対策を講ずること。なお、工事期間中の施設関係者の出入り、一般利用者の利用方法は、工程決定後に別途協議を行うものとする。

(15) 火災の予防

①塗料等の可燃物の現場での保管については、町監督職員と協議のうえ、関係法令に従い適切に行うこと。また、塗料等の可燃物の周囲に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、火災の予防措置を講ずると共に、周辺の整理に努めること。

(16) 搬入路は、人家等に影響のない経路を選択すること。また、堂ノ下農道については、走行しないこと。

１０．環境対策

（１）資材購入及び工事にあたっては下記の事項を遵守すること。

①電気及び水の節約、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努める。

②環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努める。

③資材については、環境にやさしい商品を選定する。

④緊急時（機械等からの油の流出等）の処置方法を施工計画書に記載する。

（２）重機械類については、低騒音・低振動・排出ガス対策型のものを積極的に使用すること。

（３）「石綿障害予防規則」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業方法、費用又は工期等について、町監督職員と協議すること。

（４）石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。

１１．官公庁への手続き等

（１）工事の施工に必要な関係官公署その他への手続きは、遅滞なく行うこと。

１２．臨機の措置

（1）災害防止等のため必要があると認めるときは、休日等であっても臨機の措置をとること。
（2）天災等により、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、町監督職員は受注者に対して臨機の措置をとることを請求できるものとする。

第２章　古墳整備工事

１．土工事

墳丘周辺部の盛土工事については、監督員より盛土用山土の土質の承認を受けるものとし、その転圧については、石室の石積みに振動等影響を与えないように十分に注意し、監督員立会いの下、慎重且つ丁寧におこなうこと。

２．墳丘封土工

（1）墳丘部の盛土は、基本人力施工とし、監督員立会いの下、慎重且つ丁寧におこなうこと。
（2）盛土に使用する機材は、動力機械のタンパ、プレートコンパクターおよびたこ突き、たたき板による施工とする。
（3）墳丘部への進入は、表土より保護盛土（30 ㎝以上）を施したうえで、進入すること。なお、進入してよい車両は、軽ダンプ等軽車両に限る。

第３章　提出書類

本工事に係る必要書類の提出については、下記を基本とし、監督職員との協議により必要に応じて追加・省略することがある。

書　類　名	作成者	宛名	部数	備考
着工届	請負者	契約者の甲	1	着工の日
工事工程表	〃	〃	1	契約後 14 日以内
現場代理人等通知書	〃	〃	1	契約後遅滞なく
現場代理人等経歴書	本人	〃	1	〃
下請指導責任者届	請負者	〃	1	〃
労災関係成立証明書	〃	〃	1	〃
建退協掛金収納書	〃	〃	1	〃
工事履行保険証書	〃	〃	1	〃
工事外注計画書	〃	〃	1	〃
下請業者通知書	〃	〃	1	〃
施工体制台帳	〃	〃	1	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更		1	契約後 15 日以内
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	竣工検査時
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	翌月５日まで
承諾書	使用する材料及び特殊工法すべて		1	その都度
材料確認書	工事に使用する資材		1	確認を受けるとき
段階確認書	出来形の確認		1	〃
工事打合せ簿	現場代理人と監督職員と相互		1	〃
出来形管理関係図書	盛土面積等		1	竣工検査時
品質管理関係図書	適宜		1	〃
材料納品伝票	設計、納品、使用の数量一覧表付		1	〃
産業廃棄物関係	マニュフェスト伝票		1	〃
工事写真帳	施工前後、出来形、状況等		1	監督職員の指示する時点
完成通知書	請負者	契約者の甲	1	
引渡書	〃	〃	1	
請求書	〃	〃	1	

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。